

酒 類 等 製 造 免 許 の 新 規 取 得 者 名 等 一 覧

令和7年11月28日
広 島 国 税 局

当局管内の広島県における、令和7年10月1日から令和7年10月31日までの酒類等製造免許の取得者等は次のとおりです。

税務署名	免許等年月日	申請等年月日	製造者氏名又は名称	製 造 場 所 在 地	免許等 区分	品目	処理区分
広島東			該当なし				
広島南			該当なし				
広島西			該当なし				
広島北			該当なし				
呉			該当なし				
竹原			該当なし				
三原			該当なし				
尾道			該当なし				
福山			該当なし				
府中			該当なし				
三次			該当なし				
庄原			該当なし				
西条			該当なし				
廿日市	令和7年10月23日	令和7年6月3日	法人番号4240001028021 株式会社サクラオブルワリーアンドディス ティラリー SAKURAO DISTILLERY FOREST SITE	廿日市市吉和132番地	酒類	ウイスキー	新規
廿日市	令和7年10月23日	令和7年6月3日	法人番号4240001028021 株式会社サクラオブルワリーアンドディス ティラリー SAKURAO DISTILLERY FOREST SITE	廿日市市吉和132番地	酒類	スピリッツ	新規
海田			該当なし				
吉田			該当なし				
			以下余白				

(注)氏名又は名称等については、常用漢字による表示をすることがあります。